

東ティモールの国会選挙法

—独立後初の国会議員選挙

遠藤 聡

【目次】

- I 東ティモールの国会
 - 1 制憲議会から国会へ
 - 2 国会の権限
- II 国会選挙法の制定
 - 1 選挙制度
 - 2 選挙方法
 - 3 投票
 - 4 選挙違反
- III 国会選挙法の改正
 - 1 集計方法の変更
 - 2 選挙違反規定の追加
- IV 国会議員選挙の実施
 - 1 選挙結果
 - 2 今後の課題

2007年6月30日、東ティモール民主共和国(以下「東ティモール」とする。)^(注1)で国会議員選挙が実施された。同選挙は、2002年5月20日にインドネシアから「独立」した東ティモールにとって、初めての国会議員選挙であった。同選挙の結果、独立後の国会で与党(定数88のうち議席数55)であった東ティモール独立革命戦線(Frente Revolucionaria do Timor-Leste Independente=FRETILIN 以下「フレティリン」とする。)^(注2)が、定数65のうち21議席を獲得して第一党となったものの、シャナナ・グスマン(Xanana Gusumao)^(注4)前大統領が結成した新党、東ティモール再建国民会議(Congresso Nacional de Reconstrucao de Timor-Leste 以下CNRTとする。)^(注5)が18議席を獲得して第二党となり、他党と連立を組んだ結果、8月8日にグスマンを首相とする連立政権が成立した。

東ティモールは、1999年8月30日に実施された直接住民投票で、インドネシアからの分離独立を選択した。^(注6)国連安全保障理事会は、同年10月25日、決議第1272号^(注7)を採択し、国連東ティモール暫定統治機構(United Nations Transitional Administration in East Timor 以下 UNTAET とする。)を設置し、その暫定統治の下で東ティモールの独立への準備を進めることとした。2001年8月30日、UNTAET 規則2001年第2号^(注8)及び同規則2001年第11号^(注9)の規定に基づき制憲議会選挙が実施され、2002年3月22日に「東ティモール民主共和国憲法」^(注10)が制定された。同年5月20日の独立に伴い同憲法が発効し、制憲議会(Constituent Assembly)は国会(National Parliament)に移行した。

2006年12月、東ティモール国会で、選挙関連3法が制定された。12月6日、「選挙管理法」(Law on the Electoral Administration Bodies, Law No.5/2006)^(注11)が、12月18日、「国会選挙法」(Law on the Election of the National Parliament, Law No.6/2006)^(注12)が、12月21日、「大統領選挙法」(Law on the Election of the President of the Republic, Law No.7/2006)^(注13)が制定された。これら3法は12月28日に施行された。国会選挙法については、2007年5月16日に改正(1st Amendment to Law No.6/2006, Law No.6/2007)^(注14)され、5月31日に施行された。

本稿では、東ティモールの国会及び国会議員選挙について概説しつつ、国会選挙法及び国会選挙法改正法の諸規定を紹介する。

I 東ティモールの国会

前述したように、東ティモールでは、UNTAETの暫定統治下にあった2001年8月30日、憲法制定を目的とする制憲議会の議員を選出する選挙が実施された。同選挙は、同年3月21日に制定されたUNTAET規則2001年第2号による制憲議会の任務や選挙の手続等の規定に基づき、また同年7月13日に制定されたUNTAET規則2001年第11号による選挙違反に関する規定の下で実施された。2002年3月22日に制定された憲法は同年5月20日の独立に伴って発効し、制憲議会は国会に移行した。

1 制憲議会から国会へ

UNTAET規則2001年第2号によれば、制憲議会の任務は以下のとおりである。

- ① 独立した民主的な東ティモールの憲法を起草する。
- ② 選挙で選出された議員88名のうち60名以上の賛成により憲法が採択される。
- ③ 第1回会議の開催から90日以内に憲法を採択する。
- ④ 審議において、憲法制定委員会の協議結果について審議する。
- ⑤ 暫定統治機構の規則草案を審議し、過半数の賛成により同草案を承認する。
- ⑥ 憲法制定後、東ティモールの立法部(legislature)となる。
- ⑦ 憲法は、東ティモールの独立の日に発効する。独立以前においては、憲法又は選挙関連の規定は暫定統治機構の同意を得た上で発効する。

制憲議会は、地方区選出議員13名(13選挙区)、比例代表制の全国区選出議員75名の計88名から構成された。2001年8月30日に実施された選挙では、投票率が91.3%に達し、フレティリンが

55議席(地方区選出12名、全国区選出43名)を獲得した。9月15日、制憲議会が発足し、9月20日には、選挙結果を踏まえ、全員が東ティモール人からなる第2次暫定内閣^(注15)が成立した。首相にはフレティリン書記長のマリ・アルカティリ(Mari Alkatiri)が任命され、大臣10名のうち6名がフレティリン所属であるなど、フレティリン主導の内閣となった。また、外相にはノーベル平和賞受賞者でもあるラモス・ホルタ^(注16)(Jose Ramos Horta)が就任した。

制憲議会は、2001年11月30日、第1次憲法草案を承認し、2002年3月22日、憲法最終草案を採択した。採択された憲法により、東ティモールは、立法・行政・司法の三権分立を保障した上で、大統領を象徴的な地位とする議院内閣制を柱とする国家体制をとることになった。4月14日には大統領選挙が実施され、無所属で出馬したグスマンが82.7%の得票率で当選した。

憲法では、政治的権限の多くが、政府の長であり内閣の議長である首相に集中することとなった。さらに憲法の移行条項で、憲法の施行にともない、①制憲議会が国会に移行する(第167条)、②暫定内閣が国会議員選挙を経た新内閣の成立まで内閣として存続する(第168条)ことが定められた。

2 国会の権限

憲法に定める国会の権限は、以下のとおりである。

(1) 地位と選挙

国会は、すべての東ティモール市民を代表する東ティモール民主共和国の統治機関であり、立法監督権及び政策決定権を付与される(第92条)。

国会は、普通、自由、直接、平等、秘密及び個人選挙で選出される。国会は、52名以上65名以下の議員により構成される。国会議員の任期は5年とする(第93条)。

(2) 立法・その他の権限

国会は、国内及び外交政策における基本的問題に関する法律を制定する。

国会は以下に関する法律を制定する。①国境、②領海及び排他的経済水域の境界並びに隣接地域及び大陸棚における権利、③国旗、紋章、国歌などの国のシンボル、④市民権、⑤権利、自由及び保障、⑥個人の地位及び能力、家族法並びに相続法、⑦領土の分割、⑧選挙法及び国民投票制度、⑨政党及び政治結社、⑩国会議員の地位、⑪国家機関の公務員の地位、⑫教育制度の基盤、⑬保健及び社会保障制度の基盤、⑭憲法上の保障の停止並びに戦争宣言及び非常事態宣言の布告、⑮国防及び安全保障政策、⑯税政策、⑰予算制度（第95条第2項）。

立法に関する権限以外に、以下のような権限が国会に与えられる。①最高司法裁判所長官及び高等行政・税・会計裁判所長官の任命の承認、②内閣の報告の審議、③最高司法裁判所の裁判官及び最高訴追評議会の議員の選出、④国家計画、予算及び執行報告の審議、⑤国家予算の執行に対する監視、⑥協定の承認及び停止並びに国際条約及び国際協約の批准、⑦恩赦の承認、⑧大統領の外国訪問の同意、⑨国会議員の3分の2以上の賛成による憲法改正の承認、⑩戦争宣言又は非常事態宣言の布告の許可及び追認、⑪国家利益に関する問題について国民投票の実施を大統領に要請すること（同条第3項）。

(3) 首相の任命

首相は、政府の長（Head of Government）であり、内閣の議長（Chair of the Council of Ministers）である（第117条）。

政府は、国の政策を指揮及び執行することに責任をもつ統治機関であり、行政の最高機関である（第103条）。政府は、首相、大臣及び次官により構成され、副首相及び副大臣を含むことができる（第104条）。一方、内閣は、首相、副

首相及び大臣により構成され、首相が議長を務める。副大臣及び次官は、内閣の会合に出席できるが、議決権は有しない（第105条）。また、政府は、国会に対して法案又は決議案を提出する権限をもつ（第115条）。

首相は、国会で多数の議席（parliamentary majority）を有する政党又は政党連合による指名を経て、国会に議席を有する政党による協議の後、大統領によって任命される。他の大臣は、首相の提案により、大統領によって任命される（第106条）。

II 国会選挙法の制定

2006年12月、東ティモール国会は、選挙管理法、国会選挙法、大統領選挙法を制定した。

選挙管理法及び大統領選挙法に基づき2007年4月9日に実施された大統領選挙では、国会議長であったフレティリン党首のルオロ（Lu Olo）候補が得票率27.9%で、2006年7月10日から首相を務めたホルタ候補^(注17)が得票率21.82%であった。過半数の得票を獲得した候補がいなかったため、上位2名による決選投票が5月9日に実施され、ホルタ候補が得票率69.2%で当選し、5月20日に大統領に就任した。

2007年6月30日に実施された国会議員選挙は、選挙管理法及び国会選挙法に基づき行われた。

選挙管理法は、大統領選挙、国会議員選挙、地方選挙の実施に適用される。関連法が整備された場合、同法は国民投票の実施にも適用される。同法により、常設機関である国家選挙委員会（National Election Commission 以下 CNE とする。）と、その事務機関として選挙管理専門事務局（Technical Secretariat for Election Administration 以下 STAE とする。）が設置された。また、投票センター及び投票所並びに集計センターの役割、配置及び権限については、CNE 及び STAE の規則により定められること

になった。

国会選挙法は6章69か条からなる。以下に、その柱となる選挙制度、選挙方法、投票及び選挙違反に関する諸規定を紹介する。

1 選挙制度

国会議員は普通、自由、直接、平等、秘密、個人及び定期的選挙で選出される。任期は5年とする（第2条）。

選挙権は、国内に居住する17歳以上の東ティモール市民に与えられる。投票権を行使するためには、有権者登録を行わなければならない（第4条）。国会議員の被選挙権は、選挙権を有する者に与えられるが（第6条）、大統領、行政官、検察官、職業外交官、公務員、国軍所属の者、警察官、聖職者及び国家選挙委員会委員は、立候補を認められない（第7条）。

選挙区は、全国区の1選挙区である（第9条）。国会議員の定数は、65議席である（第10条）。国会議員は、政党又は政党連合が提出する候補者名簿に従い選出される（第11条）。候補者名簿には、65名の有効候補者及び25名以上の代替候補者を記載し、総数の4分の1以上を女性候補としなければならない（第12条）。

当選者の確定は、絶対拘束名簿式比例代表制を採用した上で、ドント方式で決定され、総投票数の3%に満たない候補者名簿に対しては議席は与えられないとの阻止条項を有する（第13条）。ただし国会選挙法改正法で、総投票数の3%から有効投票数の3%に改正された（国会選挙法改正法第2条）。

候補者が死亡し、又は病気のため国会議員の職に就けなくなった場合は、候補者名簿の次席の者が議席を得る。該当者が女性の場合、名簿の女性の次席又は代替候補者の女性が議席を得る（第14条）。

国会議員が空席になった場合、その所属する政党の候補者名簿の次席の者が議席を得る。当

該者が政党連合の国会議員である場合は、所属政党の次席者が議席を得る。当該政党の候補者名簿に次席者がいない場合は、当該の政党連合候補者名簿の次席者が議席を得る。空席となる者が女性の場合、当該政党、続いて政党連合の候補者名簿に記載される女性の次席が議席を得る。以上の手続で空席が埋められない場合、空席のままとなる。国会議員が政府の一員に任命された場合、その者は国会議員の職を辞さなければならない、上記の手続により代替の者が議席を得る（第15条）。

政党又は政党連合の候補者名簿によって選出された国会議員が、選挙後に党籍を変更した場合、その議席を失う。空席となった議席は上記の手続により埋められる（第16条）。

2 選挙方法

選挙の期日は、政府と国会に議席を有する政党との協議の後、大統領が期日の80日前に、国会解散の場合は60日前に、布告する。統治機関の選挙は同日に実施することはできず、それぞれの選挙は3週間以上の期間を空けなければならない（第17条）。

候補者名簿は、登録された個別の政党又は政党連合が届け出る。候補者名簿には、政党に所属しない市民を含むことができる（第19条）。政党連合は、投票日が確定した後20日以内に選挙を目的として2政党以上により結成され、1つの候補者名簿を届け出る。政党連合は、政党管理法の規定に従い、名称、略称、旗及びシンボルをCNEに届け出る（第20条）。候補者名簿は、投票日が布告された30日以内に、CNEに届け出る（第22条）。

選挙運動は、投票日前の30日間行われ、投票日の2日前に終了する（第28条）。選挙運動は、a) 選挙宣伝の自由、b) 各候補者の機会及び扱いの平等、c) 公共機関の公平性、d) 選挙費用の透明性及び監査、の原則に則り行われる（第

29条)。候補者の資金は、特別の法律及び政党法の基準により管理される（第31条）。

投票センター（polling centre）は、有権者数又は村（Suco=village）を構成する小村（hamlet）間の距離に従い、村に1以上設置される。STAEは、投票の秘密を保障する条件を損なわないようにして、投票センターを増設できる。投票センターは、1以上の投票所（polling station）に分割できる。投票センター及び投票所の数及び場所は、投票日の30日前までにSTAEによって公表される（第32条）。投票日における投票センター及び投票所の開設時間は、7時から16時までである（第33条）。

投票センター又は投票所には、代表者1名、有権者認証者1名、投票用紙監視者1名、投票箱管理者1名、投票者誘導管理者1名の計5名の選挙管理者を置く。選挙管理者は、読み書きのできる市民であることを条件に当該地域の有権者の中から選出され、STAEによる準備訓練を受ける（第34条）。

投票センター及び投票所への国軍（FALINTIL-FDTL^(注18)）の配備は禁止される。国家警察（Timor-Leste national police=PNTL）については、投票センター又は投票所から25メートル以上離れた場所に配備することが許される（第36条）。

3 投票

投票は、権利であり市民の義務である。投票する権利は、投票する市民によって直接に個人的に行使される。投票者は、1回のみの投票が許される。選挙日に稼働している公的機関又は私企業の責任者は、投票する権利を行使するために投票者の職務を免除しなければならない（第37条）。

投票は秘密投票で行われる。何人も投票センター又は投票所の内部又は外部において、誰に投票したか又は投票するかについて明かすこと

を強制されない（第38条）。

投票用紙は、すべての立候補政党（政党連合）を表示できる形式及び大きさの長方形で、白色で滑らかで透き通らない紙とする。投票用紙には、政党又は政党連合の名称、略称、旗、紋章、候補者の写真が記載され、STAEの申し出によりその見本をCNEが承認する（第39条）。ただし、国会選挙法改正法により、名称（denomination）が名前（name）に、略称が頭文字に、紋章がシンボルに変更され、写真の記載は削除された（国会選挙法改正法第3条）。

投票には、最新の有権者登録カードの提示が求められる。有権者登録カードを紛失した場合は、投票日の2か月前までにSTAEに対して有権者登録カードの写しの発行を申請する。投票日に最新の有権者登録カードを所持しない投票者は、古い有権者登録カード又は最新の顔写真付の公文書を提示することで、投票の権利を行使できる（第40条）。

投票方法は、投票者が、投票しようと思う名簿の上の四角い欄にクロス「+」を記入するか、又は特別規定に従って穴を開ける。この後、投票者は投票用紙を折り、選挙管理者に投票用紙を手渡し、選挙管理者が透明な投票箱に投函する（第43条）。なお、国会選挙法改正法で、「投票箱に投函する前に、投票用紙を、印刷面を内側にして折る」（国会選挙法改正法第6条）に改められ、投票者自身が投函することになった。

投票用紙が、白票の場合、2以上の欄に記入若しくは穴がある場合、明確な記入若しくは穴のない場合、取り下げられたか、若しくは承認されなかった候補者名簿に記入若しくは穴がある場合、投票用紙が破れている場合、線引き若しくは抹消がされている場合又は他事記載がある場合、当該投票用紙は無効となる（第44条）。

投票者及び候補者の代表は、選挙作業について疑義、苦情又は抗議を申し立てできる。投票の間又は投票後に申し立てられた疑義、苦情及

び抗議は、直ちに選挙管理者によって分析され、必要があれば、STAE に相談する。苦情は、3人以上の選挙管理者が承認した決定を対象としたものでなければならない。苦情に関する決定は、苦情者に伝えられ、同人が望むなら、その投票センターに関連する文書を添えて、投票センター又は投票所において、CNE に対して決定を提出することができる(第45条)。なお、国会選挙法改正法で、「開票作業中に県集計センターに提出された苦情は、CNE における評価のために提出される」の条項が追記された(国会選挙法改正法第7条)。

集計方法については、国会選挙法では、各地域にある投票センター又は投票所で、即時に集計が行われることになっていたが、国会選挙法改正法で、当該県のすべての投票用紙が県集計センター(district tabulation center)に集められ、そこで集計作業が行われることになった。国会選挙法改正法の当該条項については、次節で紹介する。

4 選挙違反

個人、政党又は政党連合が選挙活動を行うことに対して妨害行為をした者は、1年以上2年以下の禁固刑又は500米ドル以上1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第51条)。立候補の資格がないことを知りながら立候補した者は、1年以下の禁固刑又は500米ドル以下の罰金刑に処せられる(第52条)。

違法の選挙宣伝を行った者、選挙運動期間以後に選挙運動を行った者、禁止されている場所で選挙運動を行った者は、3か月以下の禁固刑又は100米ドル以下の罰金刑に処せられる。選挙宣伝の権利を妨害し、又は選挙宣伝物を違法に壊した者は、6か月以下の禁固刑又は200米ドル以下の罰金刑に処せられる(第53条)。

有権者に対して、暴力の使用若しくはその威嚇を行う者又は詐欺、虚偽の情報その他の違法

手段によって、投票、棄権若しくは買収を強要する者は、2年以下の禁固刑又は1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第54条)。

投票センター又は投票所の職務を妨害した者は、1年以下の禁固刑又は500米ドル以下の罰金刑に処せられる。暴力若しくはその威嚇、投票センター若しくは投票所付近での妨害行為、計画的な電気系統の切断又は投票に不可欠な人物を欠如させることにより作業に重大な影響を与えた場合、こうした行為を行った者は、6か月以上2年以下の禁固刑又は200米ドル以上1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第55条)。

候補者の代表がその権限を行使することを妨害した者は、1年以下の禁固刑又は500米ドル以下の罰金刑に処せられる(第56条)。

選挙権の有無を問わず、1回を超えた投票を行った者は、2年以下の禁固刑又は1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第57条)。

集計作業において集計を妨害した者又は選挙結果の公表を妨害した者は、6か月以上2年以下の禁固刑又は200米ドル以上2,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第58条)。

投票センター又は投票所の一員に任命された者で、正当な理由なしに職務を履行せず、又は放棄した者は、3か月以下の禁固刑又は100米ドル以下の罰金刑に処せられる(第59条)。

他の者の投票行動を公表することによって投票の秘密を侵害した者は、6か月以下の禁固刑又は200米ドル以下の罰金刑に処せられる(第60条)。選挙管理者又は選挙協力者が中立及び公平の義務を怠った場合、2年以下の禁固刑又は1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第61条)。選挙運動において、会合、デモ、集会、パレード又は行進の開催又は実施を妨害した者は、2年以下の禁固刑又は1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる(第62条)。

この法律の規定による責務に従わない者、責務に必要な行動をとらない者又は理由なく責務

の遂行を遅らせた者は、1年以下の禁固刑又は500米ドル以下の罰金刑に処せられる(第63条)。

III 国会選挙法の改正

2007年5月9日、フレティリン党首のルオロとホルタ首相(当時)との間で、大統領選挙の決選投票が行われた。決選投票では、フレティリン、ティモール戦士協会(KOTA)、ティモール人民党(PPT)がルオロ候補を支持し、4月30日にグスマン大統領(当時)が結党したCNRTのほか、フレティリン離脱者、民主党(PD)、ティモール社会民主協会(ASDT)、社会民主党(PSD)、ティモール民主同盟(UDT)、ティモール社会党(PST)、ティモール抵抗民主国民統一党(UNDERTIM)がホルタ候補を支持した^(注19)。当時の国会では、ルオロ支持派は、フレティリンが55議席、KOTAが2議席、PPTが2議席を有していたのに対し、ホルタ支持派は、PDが7議席、ASDTが6議席、PSDが6議席、UDTが2議席、PSTが1議席を有していたに過ぎなかった。しかし、5月9日の決選投票では、ホルタ候補が圧勝し、5月20日に大統領に就任した。

大統領選挙でこのようにフレティリン所属候補が敗北したことを受け、5月14日、フレティリンが多数を占める国会で、国会選挙法の改正法案が提出され、2日間の審議を経て、5月16日に可決された。同改正法は、5月29日、ホルタ大統領による公布を経て5月31日に施行された。6月30日に実施される国会議員選挙の1か月前の改正となった。

同改正法の主な改正点は、集計方法の変更及び選挙違反規定の追加である。集計方法の変更については、村・小村に設置される投票センター及び投票所での即時集計を止め、県(district)^(注20)に設置される県集計センターに各投票センター及び投票所の票を集め、同所で最初の集計作業を行うというものであった。村・小村での集計

作業には脅迫の可能性が考えられるというのが改正の理由とされた^(注21)。国会選挙法改正法の主な規定を以下に紹介する。

1 集計方法の変更

改正前の国会選挙法では、集計作業の手順は以下のとおりであった。

- ① 投票センター又は投票所の閉鎖の後、直ちに集計並びに疑義、苦情及び抗議に対する分析が行われる(第46条)。
- ② 集計作業が1時間以上経過しても完了しないところでは、投票用紙を投票箱に再度投函し封印した上で、県集計所(district tabulation station)に移送する(同条)。
- ③ 県集計所は、長となるCNEの委員1名、STAEの県代表者1名、県の投票センター又は投票所の代表の半数、県のSTAE事務員の半数から構成される(第47条)。
- ④ 県集計所は、投票箱を再度開封し、投票センター又は投票所の第1回集計を基に集計を行う(同条)。
- ⑤ 県集計所は、投票日から2日以内に、集計結果を、無効票、抗議を受けた票及び苦情と共にCNEに提出し、その写しをSTAEの管理者に提出する(同条)。
- ⑥ CNEは、県集計所から集計結果を受け取ってから72時間以内に、全体の集計をまとめ、正式の集計結果を作成し、苦情及び抗議に関する問題を解決する(第48条)。
- ⑦ CNEは、集計結果を本部に提出し、その写しをSTAE及びメディアに提出する(同条)。
- ⑧ CNEの集計結果に不服がある場合、24時間以内に最高司法裁判所(Supreme Court of Justice=STJ)に上訴できる(第49条)。
- ⑨ STJにおける上訴に判決が下り、又は上訴の有効期限を過ぎると、STJはCNEから付託された書類の分析を行い、国会議員

選挙の有効性について判断を下す。そして72時間以内に同裁判所所長から選挙結果が公布される。その内容は以下のとおりである。有権者登録数、投票者数、候補者名簿ごとの得票数、白票数、有効投票数、無効投票数並びに候補者名簿ごとの獲得議席数及び当選者（第50条）。

国会選挙改正法では、上記の集計方法について、第46条「第1回目の集計」の条項、第47章「県集計所」の条項及び「県集計センター」への名称変更、第49条「上訴」の条項が改正された。

「第1回目の集計」についての条項は、以下のとおりである（国会選挙改正法第8条）。

- ・ 投票センター及び投票所の閉鎖後、疑義、苦情及び抗議に対する分析が終了した後、投票箱を封印し、県集計センターへ移送する。
- ・ 県集計センターは、投票箱の到着後、直ちに集計作業を開始する。
- ・ 県集計センターは、投票所ごとの集計結果の特定ができないようにして、集計作業を進める。
- ・ 集計作業は、午後10時から午前7時までには中断し、選挙管理者に休憩時間を与えた上で行う。
- ・ 集計作業が終了し、疑義及び苦情が分析され、苦情についての判断がなされた後、現状報告書が作成され、直ちに国家集計センター（National Tabulation Center）に提出される。

「県集計センター」についての条項は、以下のとおりである（国会選挙法改正法第9条）。

- ・ 県集計センターは、長となるCNEの委員1名、STAEの県代表者1名、県の投票センター又は投票所の代表の半数、県

のSTAE事務員の半数から構成される。

- ・ 候補者の代理人、オブザーバー及びメディア関係者は、集計作業を監視できる。
- ・ 県集計センターは、無効票並びに抗議及び苦情のある票を添えて、集計結果をCNEに提出するとともに、その写しをSTAEに送付する。
- ・ 国家警察（PNTL）は、県集計センターの安全を保障する責任を有する。ただし、国会選挙法の第36条2項に則る配備でなければならない。

「上訴」についての条項は、以下のとおりである（国会選挙法改正法第10条）。上訴の有効期限が24時間から48時間に延長され、提出先が最高司法裁判所から最高司法裁判所の治安判事（quorum of judges）に変更された。

- ・ CNEの集計結果に対する上訴は、48時間以内に最高司法裁判所の治安判事に提出する。
- ・ 期限内に上訴がなかった場合、CNEは、重要文書及び上訴がないことを証明する文書を添えて、選挙結果を最高司法裁判所に提出する。

2 選挙違反規定の追加

国会選挙法改正法の第13条で、選挙違反に関する規定が、国会選挙法の第64条から第75条として追加された。その概要は、以下のとおりである。

- ・ 選挙運動期間に、他の候補者名簿の名前又はシンボルを使用した者は、1か月以下の禁固刑又は50米ドル以上150米ドル以下の罰金刑に処せられる（第64条）。
- ・ 投票日又は投票日前の2日間に選挙運動を行った者は、6か月以上1年以下の禁固刑又は250米ドル以上500米ドル以下の罰金刑に処せられる（第65条）。

- ・ 投票日に、投票センター又はその100メートル以内の場所で、アルコール飲料の販売、提供、購入、受渡し又は飲食を行った者は、3か月以上6か月以下の禁固刑又は150米ドル以上250米ドル以下の罰金刑に処せられる（第66条）。
- ・ 自身の職務を濫用し、投票者に対して特定の候補者の選択を強要した公権力者又は国家機関若しくは民間機関の従業者は、2年以上3年以下の禁固刑又は1,000米ドル以上2,000米ドル以下の罰金刑に処せられる（第67条）。
- ・ 投票行動を強要するために、雇用者の解雇、解雇の脅迫又は就職の妨害を行った者は、1年以上2年以下の禁固刑又は500米ドル以上1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる（第68条）。
- ・ 投票者に対して、雇用若しくはその他の利益を提供した者、又はそれらの者と合意の上で、第三者に対し金銭的報酬若しくは選挙運動費に見せかけて同様の利益供与を行った者は、1年以上2年以下の禁固刑又は500米ドル以上1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる。これらにより利益を享受した者は、6か月以上1年以下の禁固刑又は250米ドル以上500米ドル以下の罰金刑に処せられる（第69条）。
- ・ 不正な方法で投票箱の中に投票用紙を挿入した者、投票用紙以外のものを挿入した者、集計していない投票用紙の入った投票箱を占有した者は、1年以上2年以下の禁固刑又は500米ドル以上1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる（第70条）。
- ・ 正当な理由なく苦情の受理を拒否した投票所の管理責任者は、1年以上2年以下の禁固刑又は500米ドル以上1,000米ドル以下の罰金刑に処せられる（第71条）。
- ・ 正当な理由なく職務を放棄した警察官

は、1年以上2年以下の禁固刑に処せられる（第72条）。

- ・ 根拠なく他の者に対して選挙違反として故意の告発をした者は、3か月以上6か月以下の禁固刑又は150米ドル以上250米ドル以下の罰金刑に処せられる（第73条）。
- ・ 信頼性のない苦情を申し立てた者又は事実無根の苦情により選挙管理者の決定に対して申し立てを行った者は、6か月以上1年以下の禁固刑又は250米ドル以上500米ドル以下の罰金刑に処せられる（第74条）。
- ・ 法的な義務を行使するためではなく、投票所に武器を持ち込んだ者は、6か月以上1年以下の禁固刑又は250米ドル以上500米ドル以下の罰金刑に処せられる（第75条）。

IV 国会議員選挙の実施

2007年6月30日の国会議員選挙には、14の政党・政党連合が候補者名簿を提出した。4月の大統領選挙、5月の決選投票と同じく、国連東ティモール統合ミッション（United Nations Integrated Mission in Timor-Leste 以下 UNMIT とする。）の下、EU、日本、オーストラリアなどが選挙監視活動を行った。^(注22)

1 選挙結果

CNE の選挙結果暫定報告^(注23)及び最終報告^(注24)並びに STAE の県別選挙結果報告^(注25)によれば、国会議員選挙の投票、集計、結果は以下のとおりであった。

- ・ 6月30日、7時から16時まで投票が行われ、投票センター及び投票所の閉鎖後、国連警察（UNPOL）と国家警察（PNTL）の監視の下、車両、ヘリコプター及び運搬人によって投票箱が県集計センターに

移送された。7月1日、各県集計センターで、国会選挙法第46条及び国会選挙法改正法第8条に従い、集計作業が開始された。集計作業は7時から22時まで行われ、すべての県集計センターでの集計が7月5日に終了し、同日18時34分、首都ディリのCNE本部に、13県のすべての集計結果が提出された。

- ・ 7月6日11時20分、CNEはディリのCNE本部において全国レベルの集計作業を開始した。集計作業の過程で、13の県集計センターで無効票とされた10,232票に対して2,925票を有効票とし7,307票を無効票とした。CNEは、全集計作業に36時間40分を費やした。
- ・ 7月9日11時20分、CNEは選挙結果暫定報告を公表した。それによれば、有権者登録数529,198名、投票者数426,210名、投票率が80.5%であった。白票が2,636票、無効票が7,970票、有効投票数は415,604票であった。国会選挙法第13条及び国会選挙法改正法第2条の規定により、得票数が有効投票数の3%に満たない政党又は政党連合を除外した上で、ドント方式により、政党又は政党連合の候補者名簿に対する当選者の決定が行われた。
- ・ 得票率が3%に満たなかったのは、共和党（PR）、ティモール民主共和党（PDRT）、キリスト民主党（PDC）、ティモール民主連合（UDT）、千年王国民主党（PMD）、ティモール社会党（PST）及びティモール国民党（PNT）の7政党であり、PDC（前回1議席）、UDT（同2議席）、PST（同1議席）は国会の議席を失った。
- ・ 上記以外の7政党・政党連合で65の議席が配分され、フレティリンが21議席、

CNRTが18議席、ティモール社会民主協会・社会民主党連合（ASDT-PSD）が11議席、民主党（PD）が8議席、国民統一党（PUN）が3議席、ティモール戦士協会とティモール人民党の政党連合（KOTA-PPT）である民主連合（AD）が2議席、ティモール抵抗民主国民統一党（UNDERTIM）が2議席を獲得した。CNRT、PUN及びUNDERTIMが新たに議席を獲得したことになる。なお、女性の議席数は、フレティリンが5議席、CNRTが6議席、ASDT-PSDが4議席、PDが2議席、PUNが1議席の計18議席であり、全体の27.69%であった。

- ・ 投票に関する苦情について、CNEは83件の苦情を受け取った。分析の結果、29件の苦情が検察官に送られた。苦情の多くが、他党の行った挑発行為及び威嚇に対して政党から提出されたものであった。
- ・ 上訴については、国会選挙法第49条及び国会選挙法改正法第10条に従い、投票終了後48時間以内に、CNEの暫定集計に対して、各政党が上訴裁判所に対して上訴を行った。上訴が決定された場合、CNEは上訴裁判所に対して最終報告を提出する。^(注26)

2 今後の課題

7月9日に確定された選挙結果を受けて、国会に議席を得た政党間で、首相の指名についての論争が発生した。前述したように憲法の規定によれば、首相は、国会で多数の議席（parliamentary majority）を有する政党又は政党連合による指名を経て、国会に議席を有する政党による協議の後、大統領によって任命される。

こうして、フレティリンは、第一党である同党から首相を選出することを主張し、CNRTは他党との連立政権の樹立を模索した。CNRT

は、前の国会で野党であった ASDT、PSD、PD と連立を組むことで総議席数を37とし、CNRT 党首のグスマンを首相にすることを提案した。

8月6日、ホルタ大統領はグスマンを首相に任命し、8月8日、グスマンが首相に就任した。

ホルタ現大統領、グスマン現首相は、ともにフレティリンの中核メンバーであった。しかし、路線の相違から、1980年代後半に両名はフレティリンと距離を置くことになった。グスマンは、1992年11月にインドネシア当局に逮捕されたが、カリスマ的指導者としての地位を築いていた。ホルタは、1996年10月にノーベル平和賞を受賞した。今回の大統領選挙と国会議員選挙の結果、名誉的な地位にある大統領に、ホルタ元首相が就任し、実質的な政治権限をもつ首相にグスマン前大統領が就任する形となった。

フレティリンが多数を占めた制憲議会で制定された現憲法が、大統領の権限を縮小したものとなったのは、グスマン大統領の誕生を見通したものとみえる。また、2006年5月に発生した騒乱の際、当時の首相であったアルカティリ(注28)の辞任をめぐり、グスマン大統領（当時）とフレティリンとの確執が表面化した。アルカティリ首相の辞任後、首相となったのがホルタ（当時は外相）であった。

2002年5月の独立後、東ティモールの国家建設に対して国際社会の支援が継続された。独立にともない国連安保理決議第1410号により国連東ティモール支援団（United Nations Mission of Support in East Timor=UNMISSET）が設置され、東ティモールの行政制度、司法制度及び治安維持等への支援が行われた。2005年5月には、国連安保理決議第1599号により国連東ティモール支援団（United Nations Office in Timor-Leste=UNOTIL）が設置され、東ティモールの国家制度構築、警察の能力向上、民主的統治及び人権の遵守等への支援が行われた。2006年5月20日までであった UNOTIL の任期

は、前述した騒乱により、同年8月18日まで延長された。同日、国連安保理決議第1704号により UNMIT が設置され、治安の維持及び回復、国家警察の再建、政治的対話、国民和解、民主的統治、大統領選挙及び国会議員選挙の実施並びに人権保護等への支援が行われた。UNMIT の活動期限は2008年2月26日までである。

このように国際的支援が継続される中、「民主的」(注29)に実施された大統領選挙と国会議員選挙の結果を踏まえ、政治的対立を克服した東ティモール人自身の統治が遂行されることが望まれよう。

注

*インターネット情報はすべて2007年9月20日現在である。

- (1) 東ティモールは、インドネシアの東部に位置するティモール島の東側と、インドネシア領西ティモールの中にある飛び地オイクシ県からなる。面積1万4000平方キロメートル、人口約95万人の小国である。1904年のオランダーポルトガル条約で、オランダ領東インドの一部となる西ティモールとポルトガル領東ティモールの国境が画定した。オランダ領東インドは、1949年12月のハーグ協定でインドネシア連邦共和国として独立が承認され、1950年8月にインドネシア共和国となった（西イリアンの併合は1969年8月）。その後もポルトガルの植民地であった東ティモールは、1974年4月のポルトガルの革命（カーネーション革命）後、非植民地政策が提唱される中、1976年7月にインドネシアに併合された。
- (2) 東ティモール民主共和国憲法では、東ティモールの独立の日は、1976年7月17日にインドネシアに併合される前にフレティリンが独立宣言をした1975年11月28日としており、2002年5月20日は、東ティモールの独立が国際的に承認された日としている。
- (3) フレティリンは、1975年5月20日、ポルトガルからの独立を訴え、ティモール社会民主協会（Associação Social-Democrata Timorese=ASDT）として設立

- され、同年9月11日、フレティリンに改称した。1976年7月のインドネシアへの併合後は、インドネシアからの独立を訴え、ゲリラ戦を継続した。1976年9月にフレティリン党首を解任されたシャビエル・ド・アマラル (Xavier do Amaral) は、2001年8月の制憲議会選挙に際し、ASDTを再結成した。
- (4) グスマンはフレティリンの創設メンバーの1人であったが、1980年代後半にフレティリンを離れ、独自のゲリラ戦を展開し、東ティモールにおけるカリスマ的指導者となった。1992年11月、インドネシア当局に逮捕され、1999年9月に釈放された。
- (5) CNRT (東ティモール再建国民会議) は、1998年4月に、1988年12月に結成されたマウベレ民族抵抗評議会 (Concelho Nacional da Resistencia Maubere = CNRM) から改称したティモール民族抵抗評議会 (Concelho Nacional da Resistencia Timorense = CNRT) の略称と同じになる。CNRM、旧CNRTは、ともにグスマンを最高指導者とするレジスタンス組織であった。マウベレとは、ポルトガル植民地時代におけるティモール人に対する蔑称であったが、ティモール人自らのアイデンティティを表す言葉に変わっていった。旧CNRTは2001年6月に解散した。
- (6) この投票は、インドネシア政府が提案した東ティモールの特別自治案の是非を問うものであり、投票率は98.8%、特別自治案拒否、すなわち分離独立支持が78.5%であった。
- (7) “Resolution of the Security Council/1272.” 国連サイト <<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N99/312/77/PDF/N9931277.pdf?OpenElement>>
- (8) “Regulation No.2001/2 on the Election of a Constituent Assembly to Prepare a Constitution for an Independent and Democratic East Timor.” United Nations Transitional Administration in East Timor (UNTAET) サイト <<http://www.un.org/peace/etimor/untaetR/reg20012.pdf>>
- (9) “Regulation No.2001/11 on Electoral Offences

- for the Election of a Constituent Assembly.” UNTAET サイト <<http://www.un.org/peace/etimor/untaetR/Reg11e.pdf>>
- (10) “Constitution of the Democratic Republic of East Timor.” Timor and Indonesia Action Network (ETAN) サイト <<http://etan.org/etanpdf/pdf2/constfnen.pdf>>
- (11) “Law on Electoral Administration Bodies.” ETAN サイト <<http://etan.org/etan/obproject/docs/CNE%20Law.pdf>> ; “Draft Law on Electoral Administration Bodies.” International Foundation for Election System (IFES) サイト <<http://www.ifes.org/publication/26c376e0385a40ef7f0d117f7c692dec/Election%20Administration%20Law%20-%20English.pdf>>
- (12) “Law on the Election of the National Parliament.” ETAN サイト <<http://etan.org/etan/obproject/docs/Parliamentary%20Election%20Law.pdf>> ; IFES サイト <<http://www.ifes.org/publication/376cbbbea776022dc3d998f73d06a5eb/Parliamentary%20Election%20Law%20English.pdf>>
- (13) “Law on the Election of the President of the Republic.” ETAN サイト <<http://etan.org/etan/obproject/docs/Presidential%20Election%20Law.pdf>> ; IFES サイト <<http://www.ifes.org/publication/b4357171942f5e3b6cd8290cf9f73317/Presidential%20Election%20Law%20Eng.pdf>>
- (14) “1st Amendment to Law No.6/2006.” ETAN サイト <<http://etan.org/etanpdf/2007/AmendmentstoLaw06.2006.pdf>>
- (15) 第1次暫定内閣は2000年7月12日、東ティモール人4名、UNTAET代表4名をもって成立した。
- (16) ホルタは、フレティリン創設の中心的メンバーであったが、グスマンとともにフレティリンを離れ、東ティモールの独立を訴える国際的スポークスマンとして活躍した。1996年10月には、人権擁護に尽力したペロ (Carlos Filipe Ximenes Belo) 司教とともに

- ノーベル平和賞を受賞した。
- (17) 2006年5月に発生した騒乱の責任をとりアルカティリ首相が辞任したのを受け、外相であったホルタが首相に就任した。
- (18) 国軍の正式名は、ファリンティル—東ティモール国防軍 (FALINTIL-ETDF) である。ファリンティル (Forças Armadas de Libertação Nacional de Timor-Leste) は、フレティリンの軍事部門として1975年8月に結成された。2001年10月にファリンティルを中心に結成された国軍 (East Timor Defence Force) に対して、2002年3月に制定された憲法で、ファリンティルの名称が冠された。
- (19) “Timor-Leste’s Parliamentary Elections,” *Asian Briefing*, No.65, International Crisis Group, 2007.6.13, p.4. International Crisis Group, (ICG) サイト <http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/timor/b65_timor_leste_s_parliamentary_elections.pdf>
- (20) 東ティモールの地方行政区は、13の県 (district) からなる。
- (21) *op.cit.* (19), pp.4-5.
- (22) UNMIT の選挙監視報告は以下である。“Election Day 30-June-2007,” *Electoral Bulletin*, Edition 14, United States Integrated Mission in Timor-Leste, (UNMIT), 2007.7.2. UNMIT サイト <[http://www.unmit.org/unmisetwebsite.nsf/b9b29d007c4eec55492572b5000d8063/\\$FILE/Electoral%20Bulletin%20Edition%2014.pdf](http://www.unmit.org/unmisetwebsite.nsf/b9b29d007c4eec55492572b5000d8063/$FILE/Electoral%20Bulletin%20Edition%2014.pdf)>
- (23) Comissão Nacional de Eleicoes, *National Provisional Results from the 30 June 2007 Parliamentary Election*, No.697/RE-CNE/VII/2007, 2007.7.9. ETAN サイト <http://etan.org/etanpdf/2007/aviso_publico_final%252009-07-07-ENGLISH.pdf>
- (24) CNE, *Eleisaun Parlamentar 2007 Republica Democratica de Timor-Leste, Acta Final Apuramentu Nacional*, 2007.7.9. ETAN サイト <<http://etan.org/etanpdf/2007/Acta%2520Final%2520Nacional.pdf>>
- (25) STAE, *Eleisaun Parlamentar 2007 Republica Democratica de Timor-Leste, Resultadu Prekimaria Distritais*, 2007.7.9. ETAN サイト <<http://etan.org/etanpdf/2007/ACTA%2520FINAL%2520APURAMENTU%2520DISTRITU.pdf>>
- (26) CNE の暫定報告提出の48時間後の7月11日、上訴裁判所は同報告を最終報告とすることを宣言した。“CNE National Provisional Results Proclaimed by the Court of Appeals,” *Electoral Bulletin*, Edition 16, UNMIT, 2007.7.12. UNMIT サイト <[http://www.unmit.org/unmisetwebsite.nsf/f042de6a6630334a4925723c003b1a25/\\$FILE/Electoral%20Bulletin%20Edition%2016.pdf](http://www.unmit.org/unmisetwebsite.nsf/f042de6a6630334a4925723c003b1a25/$FILE/Electoral%20Bulletin%20Edition%2016.pdf)>
- (27) 大統領就任によりホルタが首相を辞任した2007年5月19日からグスマンが首相に就任する8月8日までの期間、フレティリンのエスタニスラウ・ダ・シルバ (Estanislau da Silva) が代理首相を務めた。
- (28) 東ティモール独立後、「独立派」(主に東部出身者) と「統合派」との対立が、東ティモール社会の中だけではなく国軍内部にも存在していた。国軍内の「東部出身者」と「西部出身者」の間の差別が問題視された結果、2006年2月、国軍約1,500名のうち600名が兵役を離れた。政府がこれらの兵士を解雇したことから、国軍兵と反乱兵との間の発砲事件が発生し、4月から5月にかけて騒乱が拡大し、多数の死者がでる事態となった。この事件の背後にアルカティリ首相の関与があったとの疑念が生じたことから、グスマン大統領が首相の辞任を要求し、同首相が辞任した。
- (29) “Preliminary Statement,” EU Election Observation Mission Democratic Republic of Timor-Leste Parliamentary Election, 2007.7.2. EU 東ティモール選挙監視団サイト <<http://www.euomtormorleste.org/parl/PDF/EUEOM%20TL%20Parliamentary%20Elections%20FINAL.pdf>>
- (えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)